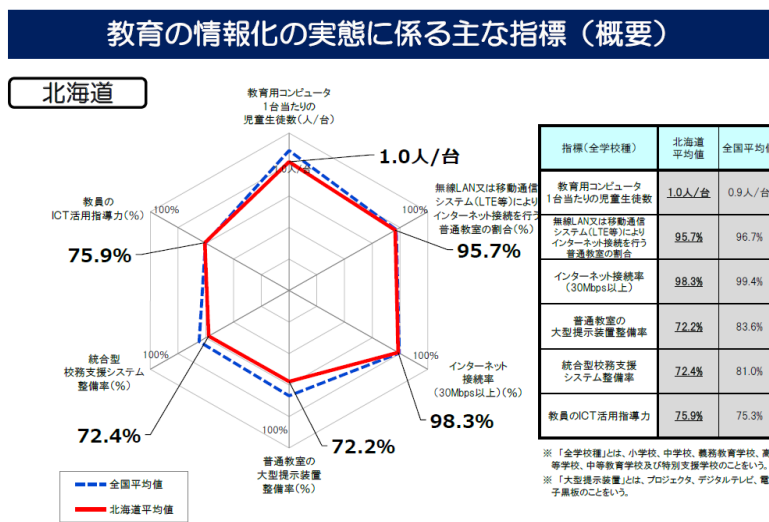


③ ICT の環境整備

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業や分散登校などの措置が取られ、学校に登校できない子どもたちの学びを保障する対策として、学校と家庭をオンラインで結んだ学習活動をはじめとする ICT を活用した学習スタイルが急速に進展した。
- ・Society5.0 時代においては、社会のあらゆる場所で、ICT の活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどの ICT 機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められている。
- ・令和2年度（2020年度）から順次実施されている学習指導要領では、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの ICT 環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示された。こうした中、国の「GIGA スクール構想」により、小・中学校においては令和3年（2021年）4月から、高等学校においては令和4年（2022年）4月の新入学生から年次進行で1人1台端末の環境下での新しい学びがスタートしている。
- ・一方で、急速な整備の中で、機器の設定による制限やベストエフォート^{*23}での混雑などのボトルネック^{*24}により、ネットワーク回線の速度が十分でない、大型提示装置^{*25}など、充実した指導を行うための設備が不足している、学校や家庭への支援等に関する取組状況が自治体間でばらつきがあるなど、利活用を進めるに当たっての課題も明らかになっている。教員が新しい取組に挑戦することを躊躇^{ちゅうちよ}せず、児童生徒が円滑に学ぶことができる環境を実現するために、国と道、市町村、学校現場が一体となって、明らかになった課題を一つずつ改善していく必要がある。

(参考) GIGAスクール構想に関する本道の各種調査の結果（文部科学省調査）

- ・教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数（全公立学校種）
全道平均：1.0人/台(令和4年（2022年）3月1日)←4.8人/台（令和2年（2020年）3月1日）
- ・校内ネットワーク環境（普通教室の無線LAN^{*26}整備率）
全道平均：95.7%(令和4年（2022年）3月1日)←48.7%（令和2年（2020年）3月1日）



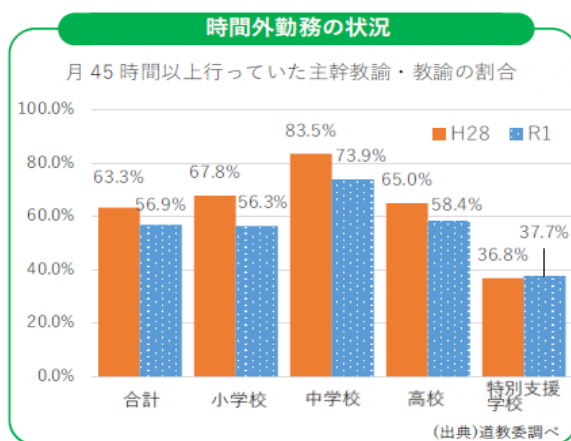
図表9 令和3年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(北海道・公立学校の概要)(文部科学省調査)

- ・新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業が長期にわたり行われた中で、全道の学校現場では児童生徒の学習機会の保障に取り組んだ。北海道教育委員会（以下「道教委」という。）で臨時休業等の非常時における端末の持ち帰りの準備状況を確認したところ、全道の全ての公立学校で、持ち帰りについて準備済みとの回答を得た（令和3年度（2021年度）末時点）。また、道内の臨時休業期間中の同時双方向型のウェブ会議サービス^{*27}の活用状況については、令和3年（2021年）9月時点の54.5%から、76.1%（令和4年（2022年）1～2月）に増加した。



④ 学校における働き方改革と組織・体制

働き方改革については、本道においても月45時間以上の時間外勤務を行う教員の割合が56.9%に上っており（令和元年度（2019年度））、大きな課題となっている。この背景には、学校に対する過度な期待・依存などから、学校及び教員が担う業務の範囲が拡大されてきたこと、管理職自身が多忙であることや学校の組織運営体制が未整備であることから、学校が組織としての力を発揮するために必要な管理職のマネジメントが十分に働いていないことなどが挙げられる。このような中、これまでも教員業務支援員^{*28}の配置等により、教員の子どもと向き合う時間の確保など学校が本来担うべき業務に専念できる環境の整備を進めてきているところであるが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、ICTを活用して、より積極的な対策を進めていく必要がある。

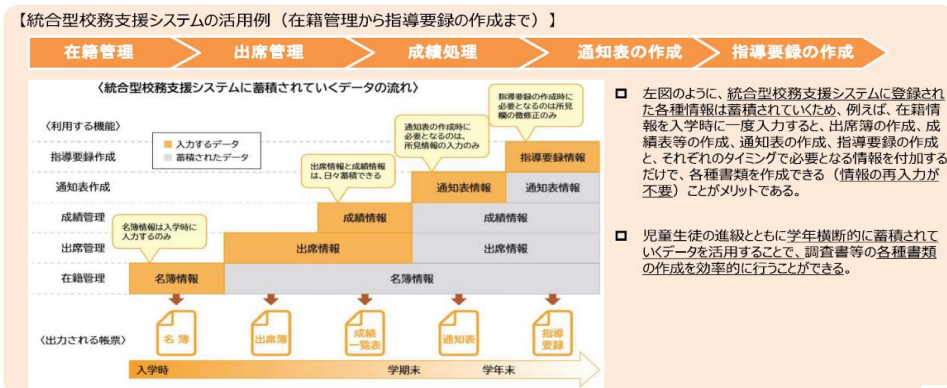


図表 10 時間外勤務の状況

校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教員が子どもと向き合う時間や教員同士が指導方法について検討し合う時間などを増やすことにつながる。このため、学校における児童生徒の出欠状況や成績情報、保健情報など、様々な校務に係る情報を一元的に処理する統合型校務支援システムなどのICTの活用を推進する必要がある。

統合型校務支援システムについて

- ▶ 「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのこと
- ▶ 教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とし、「手書き」「手作業」が多い教員の業務の効率化を図る観点で有効である。
- ▶ 小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえると、教員の業務負担軽減に向けては、都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進が有効。

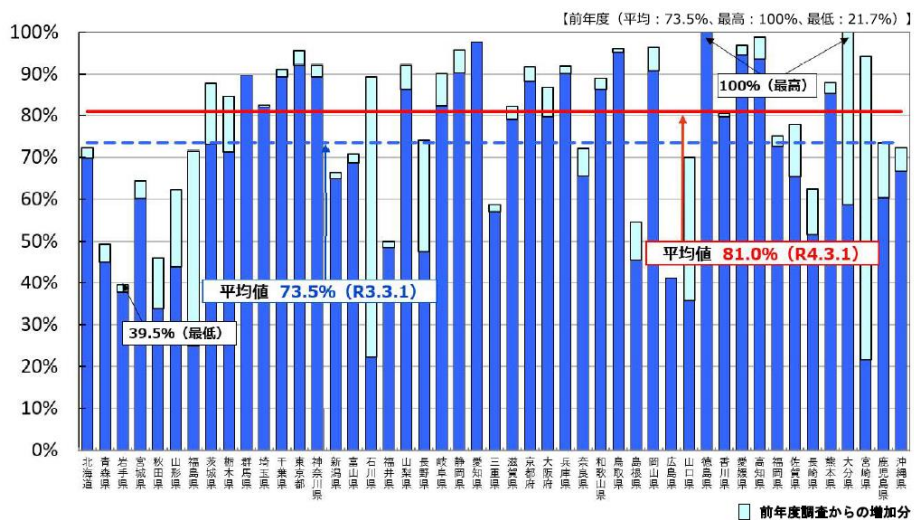


図表 11 統合型校務支援システムについて（文部科学省資料）

- 校務支援システムについて、道立学校においては、令和4年度（2022年度）から、高等学校において年次進行により本格実施している学習指導要領による指導要録等の様々な様式の変更に対応するとともに、新型コロナウイルスをはじめとした感染症の状況等を登録、集計する機能や入学者選抜に係る報告など新たな機能を追加した新システムを全ての道立学校で運用しており、指導要録の電子化など、業務の効率化を行っている。また、市町村立小・中学校においては、令和4年（2022年）3月現在で、141市町村の1,189校が校務支援システムを導入している。

統合型校務支援システムの普及状況

統合型校務支援システムで情報管理している学校は81%



※「統合型校務支援システム」とは、教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室入室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステムのことをいう。

※統合型校務支援システム整備率については、統合型校務支援システムを整備している学校の総数を学校の総数で除して算出した値である。

（出典：学校における教育の情報化の実態等に関する調査（令和4年3月現在）【確定値】）

図表 12 統合型校務支援システムの普及状況(文部科学省資料)

